

(仮称) 上勝・神山風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 27 年 9 月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	4

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 27 年 7 月 10 日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成 27 年 7 月 10 日（金）付 徳島新聞（朝刊：14 面）

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・平成 27 年 7 月 1 日（水）発行 広報かみかつ（別紙 2-1 参照）
- ・平成 27 年 7 月 15 日（水）発行 広報かみやま（別紙 2-2 参照）
- ・平成 27 年 7 月 15 日（水）発行 広報さなごうち（別紙 2-3 参照）

③ インターネットによるお知らせ

平成 27 年 7 月 10 日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・徳島県のウェブサイト（別紙 3-1 参照）
<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2015070600188/>
- ・上勝町のウェブサイト（別紙 3-2 参照）
<http://www.kamikatsu.jp/docs/2015071000017/>
- ・神山町のウェブサイト（別紙 3-3 参照）
<http://www.town.kamiyama.lg.jp/kiji/20150710-15418>
- ・佐那河内村のウェブサイト（別紙 3-4 参照）
<http://www.vill.sanagochi.lg.jp/docs/2015070800038/>
- ・（株）ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト（別紙 3-5 参照）
<http://eeh-development.com/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎等の計 9 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎等での縦覧

上勝町役場、上勝町支所、神山町役場、広野支所、上分公民館、下分公民館、鬼籠野公民館、阿川公民館、佐那河内村役場

※徳島県環境管理課、県民サービスセンター、県民センター等でも縦覧を実施した。

②インターネットの利用による縦覧

・(株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト

<http://eeh-development.com/kamikatsu-kamiyama/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 27 年 7 月 10 日（金）から平成 27 年 8 月 10 日（月）まで（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：各庁舎・各公民館の開庁・開館時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、徳島県のウェブサイト当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 7 名であった。

- （内訳）
- ・上勝町役場 1 名
 - ・下分公民館 1 名
 - ・阿川公民館 2 名
 - ・佐那河内村役場 3 名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 468 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。
(別紙 1、別紙 2、別紙 3 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：平成 27 年 7 月 25 日（土） 19 時から 21 時
開催場所：上勝町コミュニティセンター
来場者数：26 名
- ・ 開催日時：平成 27 年 8 月 1 日（土） 13 時から 15 時
開催場所：佐那河内村農業振興センター
来場者数：3 名
- ・ 開催日時：平成 27 年 8 月 1 日（土） 19 時半から 21 時半
開催場所：神山町農村環境改善センター
来場者数：26 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 27 年 7 月 10 日（金）から平成 27 年 8 月 24 日（月）まで
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙 4 参照）

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②（株）ユーラスエナジーホールディングスへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 10 通であった。

第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 18 条及び第 19 条に基づく、準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

1 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	事業者の見解
1	広域林道開設時に希少性のある植物が見つっている。安易な移植措置は消滅するケースが多く、生息適地の環境を維持できない事や、移植後のモニタリングと管理が不十分な事例が多いと聞いている。対策を検討できないか。	事業計画の詳細検討に当たっては、重要な植物の位置等を勘案した上で、改変面積を最小化させる等の保全措置を講じ、可能な限り重要な植物への影響を回避又は極力低減する観点から検討いたしました。また、事業計画上やむを得ず改変により消失する可能性がある重要な植物については、有識者からの助言も踏まえ移植計画を作成し、移植後も活着状況等についてモニタリングや管理を適切に実施してまいります。
2	風車の設置場所が鳥獣保護区及び特別保護区に隣接している。鳥獣の行動範囲を考えれば、とても風車設置が許されるものではない。鳥獣を真剣に保護するつもりはないのか。 希少野生生物保護区と事業実施区域が重なっているが、保護区及びその周辺はノータッチでいいのか。	当社といたしましても、当然のことながら、風車設置に伴う鳥獣への影響は最小限にするべきと考えており、その観点も留意したうえで今回準備書の中でお示しした事業計画を立案しております。 希少野生生物保護区が対象事業実施区域と重なっておりますが、保護区内に風力発電機を設置しない計画とし、これらへの影響について配慮いたしました。
3	クマタカの生息が推察されたということは居たということで、営巣地の特定がされなかったということは事業実施区域に営巣している可能性もあるのになぜ事業の実施による影響は小さいと予測したのか。	平成 24 年 1 月から平成 26 年 8 月まで実施した希少猛禽類の生息状況調査の結果から、営巣している可能性の高い範囲は推定できております。その結果も踏まえると、対象事業実施区域内で営巣している可能性は極めて低いと考えられます。そのため、事業の実施による営巣環境への影響は小さいものと予測しております。
4	調査日数が少ない中でも、対象事業実施区域内でのクマタカの確認が 33 例もあるにもかかわらず、「クマタカの元来の生息地は急斜面や谷筋であることから、クマタカが対象事業実施区域の尾根筋に接近したり越えたりすることはあまりないものと推察される。」と結論付けることは疑問である。尾根筋に接近したり越えたりする個体も「あまりないもの」とは言い切れないと考えられる。	平成 24 年 1 月から平成 26 年 8 月まで実施した希少猛禽類の生息状況調査の結果、クマタカの総確認例数は 348 例でした。これらはすべて飛翔軌跡を記録しており、対象事業実施区域及びその周辺においてどこを飛翔したのかを把握しております。それらの結果から、尾根筋に接近する、あるいは尾根を越えた飛翔が確認された頻度は低かったため、クマタカが対象事業実施区域の尾根筋に接近したり越えたりすることはあまりないものと推察されると記載しております。
5	対象事業実施区域内を通過したものは 28 例（全確認数の 12%）もあるのに「尾根上での出現はあまり多くなかった」と結論付けているが疑問である。特に高度 M が 21 例もあったことは大問題である。	また、対象事業実施区域内を通過し、かつ高度 M を飛翔した確認例数に基づき、年間予測衝突数を算出いたしました。その結果、平成 24～25 年の調査結果に基づく算出結果では 0.002433 個体/年、平成 26 年の調査結果に基づく算出結果では 0.001043 個体/年となり、いずれの推定結果からも衝突のリスクは小さいものと予測しております。

6	「調査方法や調査時期、期間について大きな問題はなく、妥当であると考えられる。」とは何を根拠に言いきっているのか疑問である。「大川原ウインドファームが運転開始した後も高鉾山のペアが居ついている・・・生息できる環境が存在していることを示している。」という意見は、高鉾山は尾根筋が違う。またもともと居ついていたのか、大川原から移動したのかは定かではない。大川原ウインドファームが運転開始してなくなったペアもいる。影響があったと考えられる。このことから推察しても「専門家」の意見はすべて信憑性が薄いといえる。 特にこの「（仮称）上勝・神山風力発電事業環境影響評価準備書」全体に疑問を持っているのは、「鳴門山をハチクマは利用していない」と言い切っていることである。ハチクマは鳴門山を例年定期的に相当数が渡っていることが日本野鳥の会徳島県支部の調査でわかっている。こんな調査をもとに作成された環境影響評価準備書は極めて信憑性が薄いと言わざるを得ない。	専門家の助言内容については、出現種リストを含む調査結果を確認いただき、コメントいただいております。また、高鉾山ペアは「大川原風力発電事業環境影響評価書」の現地調査の中でも（大川原WF建設前から）確認されているペアであると考えられ、専門家によると、大川原WF運転開始後も生息できる環境が存在していることを示しているとのコメントを頂いております。 今回の比較対象点における調査（平成25年春季及び秋季）においてはハチクマの渡りが確認されなかったことは準備書においてお示ししたとおりです。ただし、渡り鳥については飛翔数やコース等に年変動がある可能性を含んでいると認識しております。ご指摘を踏まえ、既存資料等も踏まえた上で、記載内容を検討致します。
7	クマタカが生息していることは認識されているが、それがいかに重大なことであるかが理解されていない。電気を作ることよりも、希少な野鳥を守ることの方が地球環境保全にとってより必要であることを理解してほしい。風力発電の風車を稼働させることは、クマタカを追い出すことを意味しており即ち環境破壊である。生態ピラミッドの頂点を崩すことが、いかに愚かな行為であるか考えてほしい。上勝・神山風力発電事業は白紙にすべきである。	当社としては、クリーンエネルギーの普及・拡大により、温暖化問題に対する地球環境保全を図っていきたいと考えております。一方で、風車を立地する場所における環境保全も当然のことながら同様に重要なものと考えており、影響を最小化するような事業計画にすると共に、環境影響評価の手続きを通じて、よりよい計画にしていきたいと考えております。 対象事業実施区域周辺においてクマタカが生息していることについては注視すべき事項として認識しております。クマタカが生息していることも踏まえ、現地調査については「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）に準じ、2営巣期を含む調査を実施し、クマタカの生息状況を的確に把握できるよう努めました。現地調査結果から、尾根筋に接近する、あるいは尾根を越える飛翔が確認された頻度は低かったこと、推定した年間予測衝突数についてはその値が低く、衝突のリスクは小さいと予測されたこと等から、事業実施によるクマタカへの影響は小さいものと考えております。また、事業実施後についても、準備書に記載しておりますとおり、環境監視として、風力発電施設設置後の生息状況の確認調査等も実施し、専門家等の意見も踏まえつつ、必要に応じて追加的な環境保全措置を適切に講じることで、クマタカ等の希少猛禽類とも共存できる風力発電施設を目指したいと考えております。

8	本準備書に記されているとおり、本事業の対象予定地は、希少な猛禽類であるクマタカの重要な生息地であることが明白である。非常に残念なことに、本事業予定地域は、すくなくとも3つがいのクマタカが繁殖している区域のど真ん中にあたるということが明らかにされた。このまま事業が進むと、これらクマタカの棲息に極めて重大な悪影響が及ぶことが懸念される。中止を含めた本開発事業の変更を行うことが必要である。	ご指摘のとおり、対象事業実施区域周辺においてクマタカが3ペア生息していることについては注視すべき事項として認識しております。現地調査結果を踏まえ、各ペアの行動圏を予測した結果、対象事業実施区域の稜線が行動圏の境界になっていることと予測しております。また、現地調査結果から尾根筋に接近する、あるいは尾根を越える飛翔が確認された頻度は低かったこと、推定した年間予測衝突数についてはその値が低く、衝突のリスクは小さいと予測されたこと等から、クマタカへの生息環境への影響は小さいものと予測しております。加えて、準備書に記載しておりますとおり、環境監視として、風力発電施設設置後の生息状況の確認調査等も実施し、専門家等の意見も踏まえつつ、必要に応じて追加的な環境保全措置を適切に講じることで、クマタカの生息環境の保全に努めたいと考えております。
9	クマタカの重要な生息地域における観測が行われた結果、本事業予定区域で高頻度にクマタカの活動が観測された。その評価縦覧において、肝心の調査結果が生息地保全の観点から開示されていないため、見解を述べる事が出来ない。秘守契約下に成績を提示していただき、そのうえで助言あるいは進言を行いたい。	環境庁告示第八十七号（平成九年十二月十二日）に基づき重要種保護の観点から、縦覧に供した準備書中では秘匿しております。ご助言あるいはご進言頂ける情報については今後の評価の参考にさせていただければと考えております。
10	本準備書では猛禽類の渡りの調査において、有名な渡りの観察地を比較対象地として設けており、それが鳴門市鳴門山での観測である。とくに秋のサシバの渡りに関しては、本県のサシバの渡来経路として鳴門山が認知されており、その日ごとの渡来数は、観察タカ種のその日の渡来現況を示すものである。しかるに本準備書にみられるサシバの観察数は多いものでも二けたを超えず（第8.1.3-23表、8.1.3-42, p457）、一日観察数1,000羽を超えることもあるサシバの渡り時期の観測を逸したことを示唆している。このことは、本準備書に記されたサシバの確認頻度は過小評価されていると言え、適切な観測時期を選んで調査をし直さなければ正しい評価はできない。本準備書の結果は不備である。 これと同様のことがハチクマの渡りについても言える。ハチクマの渡りの評価も、適切な観察時期の成績がないため、評価をするに値しない。しかるべき調査を追加すべきである。	比較対象地点を含む鳴門海峡付近では、各年若干のずれはあるものの、概ね9月最終週にサシバとハチクマ、10月下旬にノスリとハイタカの秋渡りのピークが来ており、今回の調査時期とも合致します。渡り鳥の確認数が天候に左右されることは一般的に知られており、特に台風の後には足止めを受けていた渡り鳥が一斉に渡ることから、一日でそれまでの何倍にも上る個体数が確認されることもあります。本事業にかかる鳥類の渡り時の移動経路調査の実施に際しては、年変動のある渡り鳥のピークをできる限り予想した上で調査を実施できるよう日程等留意し実施しました。今後、既存資料等も踏まえた上で、記載内容を検討致します。

11	準備書 8.1.3-190(p605)に鳥類に対する環境影響要因を列挙してそれぞれの要因について影響の軽重を考察している。しかし要因別に考察する結果、本来の生態系への総体的な影響が論じられていない。関連する議論としては、第 8.1.3-80 表(2)騒音による餌資源の逃避・減少に係る影響予測(8.1.3-203,p618)があげられるが、影響は一時的なもの一蹴され、もっぱら騒音と野鳥のそれに対する慣れの議論に終始している。しかるに当会の調査結果では、近傍の同等施設である大川原ウインドファームの稼働により、鳥類の棲息種類数および個体数いずれにおいても減少するという事実を把握している。本事業が大川原ウインドファームより大規模な事業となれば、鳥類の棲息に対する悪影響は更に大きくなるものと危惧される。くわえて本事業は、大川原ウインドファームの延長線上の地理上に予定されており、複合ないしは累積的な悪影響が起ることが危惧される。ひいては希少猛禽類の棲息に壊滅的な影響を及ぼすことが懸念される。	各環境影響要因を記載しておりますとおり、影響が及びうる可能性のある要因を抽出し、それぞれに対する環境影響の程度を予測しております。いずれの環境影響要因においても事業実施による影響は小さいものと予測しており、概して鳥類への影響は小さいものと予測しております。また、風力発電機設置後の一般鳥類や希少猛禽類の生息状況を把握するため、環境監視としてこれらの生息状況調査を実施致します。 準備書 P.712 以降に示すとおり、生態系の項目についても事業実施による影響を予測しております。本項目においては、P.721～722 に記載しております注目種について、その生息状況や餌資源の状況を調査、予測することで、生態系への影響を評価しております。その結果、地域を特徴づける生態系への影響は実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと評価しております。
12	本準備書第 8.1.3-82 表(1)ブレード・タワー等への接近・接触に係る影響予測において、影響は小さいものと予測されている。その論拠のひとつとして環境省モデルを用いた衝突確率を提示している。影響の予測に一般化されたモデルを用いて数値化することが理解を補うことは否定しないが、適切に実地観測されたデータをもって評価されたときにのみ適用されなければならない。現状では、渡りに伴う渡来数などが適切に評価されていないため過小評価であることが否めない。加えてパラメータの吟味が不十分である。たとえば飛翔速度を見ても、それぞれの種の種々の行動様式、たとえば帆翔時、ディスプレイ時、霧の中などの環境変化を想定して評価する必要がある。したがってバードストライクに関して提示された楽観的な予測は、今のデータから演繹できるものではなく、単なる希望的観測にすぎない。	準備書で用いております予測衝突数を推定するためのモデルは「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年）に記載されたモデルを用いております。このモデルは国等の機関が公表している文献の中で最新のものになります。飛翔速度のパラメータについては、上記のモデルではご指摘いただいた内容は加味されておられません。また、いくつかモデルが考案されておりますが、日本において、衝突数の実態と推定された予測衝突数との関係性にかかる報告はまだなく、どのモデルが合致するのかは現時点では明らかとなっていないものと認識しております。事後調査の実施を計画しており、設置前に取得したデータから推定した予測衝突数との整合性等についても確認に努めたいと考えております。
13	鳥類の評価における専門家 A は、「大川原ウインドファームが運転開始した後も高鉾山のペアが居着いているという事実は重要と考える」と述べている(p860,8.2-2,第 8.2-1 表)。この見解では、「周辺には餌場が広く分布しており、生息できる環境が存在していることを示している」と述べられている。その見方は、自然環境の良さを指摘しているが、重要なことは、「（大川原ウインドファームの）設置後、（クマタカの）行動圏は変化した可能性はあるものの」という専門家 A のことわり自身が持っている意味である。どのような影響があったかなかったかを明らかにせずに、風力発電施設の設置によるクマタカの棲息に対する影響を推察することは、誤った理解を誘い出すだけであり避けるべきである。本会の観察では、大川原ウインドファームの稼働により、それまで生息していたクマタカひとつがいとその繁殖地を放棄したことを付記する。	「大川原風力発電事業環境影響評価書」の現地調査の中でも高鉾山ペアは（大川原 WF 建設前から）確認されているペアであると考えられ、専門家によると、大川原 WF 運転開始後も生息できる環境が存在していることを示しているとのコメントを頂いております。また、風力発電機設置後の希少猛禽類の生息状況を把握するため、環境監視として設置後のこれらの生息状況調査を実施する計画としております。

14	観察の結果、建設予定地では希少種であるクマタカをはじめ、ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、サシバ等の猛禽類が確認されている。本調査における観察時期や観察日数は極めて短い。したがって、その結果をもって個体数や確率を議論するのは困難と思われる。精度の高い個体数や確率の考察をするならば、観察時期や日数を適切に増やして観察を行うべきである。	希少猛禽類の生息状況調査は平成 24 年 1 月から平成 26 年 8 月にかけて実施しており、繁殖期、非繁殖期を含めた調査を実施しており、「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法（改訂版）」（財団法人ダム水源地環境整備センター、平成 21 年）に記載された調査内容に準拠した形で実施しております。
15	渡り調査で観察された個体数が少なかったことは、同様に観察時期と日数が少なかったため、十分に渡り鳥を観察できなかったためと考えられる。ハイタカやサシバは、それぞれの渡りの適期中で、天候等を選んでまとまった数で渡ると云われている。渡り調査についてもより精密な観察が必要である。	比較定点を含む鳴門海峡付近では、各年若干のずれはあるものの、概ね 9 月最終週にサシバとハチクマ、10 月下旬にノスリとハイタカの秋渡りのピークが来ており、今回の調査時期とも合致します。渡り鳥の確認数が天候に左右されることは一般的に知られており、特に台風の後には足止めを受けていた渡り鳥が一斉に渡ることから、一日でそれまでの何倍にも上る個体数が確認されることもあります。本事業にかかる渡り鳥調査の実施に際しては、年変動のある渡り鳥のピークをできる限り予想した上で調査を実施できるよう日程等留意し実施しました。
16	その限られた観察の結果においても、食物連鎖の頂点に立つ猛禽類、特に希少種クマタカの繁殖地域が建設予定地近くに認められ、クマタカを含む猛禽類が建設予定地を飛翔した事実は、極めて重要である。	現地調査結果から、クマタカの飛翔については、尾根筋に接近する、あるいは尾根を越える飛翔が確認された頻度は低かったこと、また、推定した年間予測衝突数についてはその値が低く、衝突のリスクは小さいと予測されたこと等から、クマタカへの生息環境への影響は小さいものと予測しております。しかしながら、ご指摘のとおり、対象事業実施区域周辺においてクマタカが生息していることについては注視すべき事項として認識しております。前述のとおり、現地調査結果を踏まえ生息環境への影響や年間予測衝突数等予測した結果、いずれも影響は小さいものと予測しておりますが、準備書に記載しておりますとおり、環境監視として、風力発電施設設置後の生息状況の確認調査等も実施し、専門家等の意見も踏まえつつ、必要に応じて追加的な環境保全措置を適切に講じてまいりたいと考えております。

17	本調査では、風力発電施設建設による「改変」、「移動経路」、「夜間照明」、「騒音」、「接近・接触」の影響について考察されており、いずれも問題ないとしている。しかし、その根拠については、裏付ける資料に欠けており、環境予測の妥当性を主張する根拠になり得ないと思われる記載がある。 i) 猛禽類のバードストライク 建設予定地をクマタカがブレードの高さに相当する高度を通過したと記載されている。渡りの時期においてもハイタカがブレードの高さの高度を通過している。クマタカ等猛禽類を含め鳥類の「接近・接触」は、計算式により 0.0036 個体/年と推定し、影響は小さいとしているが、もとより数少ない観察事例から割り出した確率である。また、仮定した飛行速度が著しく速いこと、視界が悪い場合が反映されていないこと、テリトリー形成時の飛翔が考慮されていないこと等を考慮すると、クマタカやハイタカの衝突が「確率は極めて小さい」とする根拠は乏しい。 ii) 改変による影響—クマタカの生息地 また、建設予定地はクマタカの生息域から離れているとされているが、建設予定地域から 1km 程度の距離にあり、建設予定地はクマタカの「高利用域」に接する重要な地域である。尾根筋でクマタカの観察例が少ないのは本調査の観察期間に、尾根筋を飛翔する繁殖期初期が設定されなかったためと考えられる。また、クマタカは 3 対が高鉾山、野間谷、勝浦川上流で観察され、独立してテリトリーを持つと推定している。しかし、これらの 3 対で全く独立しているとは考えがたく、建設予定地はこれら 3 対のクマタカの生息域の中央に位置することから、生息域を分断することになる。	i) 年間予測衝突数の算出過程については、準備書 P.625～629 に示すとおりです。そこに示すとおり、調査日数や実際の観察事例に基づき、年間の値に補正した上で衝突数を算出しております。また、飛翔速度は既存文献を引用しております。希少猛禽類調査においては、視界が悪い際や求愛期においても調査を実施しており、その結果を踏まえ年間予測衝突数を算出致しました。 なおご意見の中にもお示しいただいたクマタカの年間予測衝突数 0.0036 個体/年の記載については、準備書 P.628 に示すとおり、平成 24～25 年の調査結果に基づく算出結果では 0.002433 個体/年、平成 26 年の調査結果に基づく算出結果では 0.001043 個体/年が正しい値となります。お詫びして訂正いたします。 ii) 行動圏の解析については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成 24 年）に準じ、最大行動圏と高利用域を推定しております。主な生息域は山腹の急峻な谷部などであると推定しております。また、対象事業実施区域の尾根部を越える飛翔はほとんど認められなかったことから、同尾根部は 3 ペアのクマタカのテリトリーの境界にあたっていると考えられます。この観点から風力発電施設設置により生息域の分断に係る影響は小さいものと考えますが、準備書に記載しておりますとおり、環境監視として、風力発電施設設置後の生息状況の確認調査等も実施し、専門家等の意見も踏まえつつ、必要に応じて追加的な環境保全措置を適切に講じてまいりたいと考えております。
18	日本野鳥の会の風力発電と野鳥に関する総説¹には、風力発電施設が野鳥に与える大きな影響として、「衝突」、「生息地放棄」、「移動の障壁」が挙げられている。そのうち「生息地放棄」は、本準備書では全く考察されていないが、極めて重要な点である。風力発電装置のブレードとタワーの存在や騒音は、猛禽類の行動に大きな影響を与え、生息地放棄に至ることがある。計画地に隣接する既設の大川原ウインドファームでは、建設前にクマタカ 2 対が棲息していたが、同発電所の建設に伴って生息地を放棄したことが、日本野鳥の会徳島県支部の会員によって確認されている。上勝・神山ウインドファームにおいても同様な生息地放棄が起きることが容易に想像される。 1 浦達也,2015,特集：風力発電と野鳥,Strix31:3-30.	クマタカに係る生息環境への影響としては、動物の項目において、改変による生息環境の減少・喪失、騒音による生息環境の悪化、騒音による餌資源の逃避・減少を、生態系の項目において、行動圏及び営巣環境、採餌環境、餌資源量について、それぞれ影響予測を実施しております。その結果、いずれも影響は小さいものと予測されたことから、生息環境への影響は小さいものと考えております。また、「大川原風力発電事業環境影響評価書」の現地調査の中でも大川原 WF 建設前の段階で高鉾山周辺でペアが確認されており、専門家等からのコメントがあったとおり、大川原 WF 建設後も継続して生息が確認されているものと考えられます。本事業においては、環境監視として、風力発電施設設置後の生息状況の確認調査等を実施する計画としております。その調査結果や専門家等の意見も踏まえつつ、必要に応じて追加的な環境保全措置を適切に講じてまいりたいと考えております。

19	風力発電設備が鳥類、特にクマタカ等の生息に影響しないとするならば、その根拠となるデータが必要であり、建設予定地におけるクマタカ等の生態、行動範囲について、より詳細な調査を実施すべきである。日本野鳥の会徳島県支部は建設予定地を含む一帯について長年観察を行っており、その知見は調査の参考になると考えられる。 渡り鳥、特に猛禽類の渡り調査については、観測時期と日数が少なく、現実の姿を捉えていないと思われる。ハイタカは風車のブレードの高さを飛ぶことが確認されているため、通過位置等の実態の確認が必要である。日本野鳥の会徳島県支部は、徳島県内、特に鳴門山等で渡りの調査を継続的に行っており、そのデータも参考に、建設予定地における的確な調査を実施すべきである。	環境庁告示第八十七号（平成九年十二月十二日）に基づき重要種保護の観点から、縦覧に供した準備書中では秘匿しておりますが、クマタカ等の希少猛禽類調査については、平成24年1月から平成26年8月にかけて、240人日程度（希少猛禽類調査のみ。補足的に記録した渡り鳥調査時や一般鳥類調査時を除いた人日）をかけて現地調査を実施しております。クマタカ等の希少猛禽類についてはその飛翔軌跡や行動のデータを取得しており、それに基づき予測を行っております。渡り鳥に係る調査については、ご質問にもありますとおり、Web上で公開されている鳴門山等でのデータ（タカの渡り全国ネットワーク http://www.gix.or.jp/~norik/hawknet/hawknet0.html, 日本野鳥の会徳島県支部研究部）も参考にし、年変動のある渡り鳥のピークをできる限り予想した上で調査を実施できるよう日程等留意し実施致しました。ご指摘の点も踏まえ、既存資料等も参考にした上で、記載内容を検討したいと考えております。
20	建設予定範囲では、クマタカ等の猛禽類が生息し、ハイタカやサシバ等が渡りの時期に通過することが確認されており、風車があればブレードやタワーに接触することが予測される。したがって、猛禽類が通過する地点に風車を建設するべきではないが、準備書には個々の風車予定と猛禽類の飛翔経路が明示されていない。風車が猛禽類の移動や採餌の障害とならないよう、より詳細な調査に基づき、個々の風車の位置の妥当性を判断しなければならない。	環境庁告示第八十七号（平成九年十二月十二日）に基づき重要種保護の観点から、縦覧に供した準備書中では秘匿しておりますが、クマタカ等の希少猛禽類やハイタカ、サシバ等の渡りの猛禽類の飛翔経路や飛翔高度等を把握しております。これらの現地調査結果と事業計画を踏まえた上で、移動経路の遮断・阻害に係る影響や、ブレード・タワーへの接近・接触に係る影響を予測しております。

21	風力発電施設の立地にあたっては、あらかじめマッピングとゾーニングにより立地場所を検討することが推奨されている^{2,3}。本計画では建設予定地が既に設定されている。一方、周辺地域を含めたエリアで、風力発電を前提とした森林のゾーニングについては全く触れられていない。環境保全の措置として、猛禽類を頂点とする動物の生態系保全及び森林保全を目的とする森林のゾーニングを実施し、本風力発電計画の環境影響低減を図るべきである。 2 畦地啓太,2015,ドイツにおける風力発電所立地ゾーニング,Strix31:55-66. 3 関東森林管理局,平成 14 年 3 月,クマタカ生息地における森林施業の指針調査報告書	猛禽類を頂点とする動物の生態系保全の観点から、鳥獣保護区等については、対象事業実施区域から極力除外するとともに、風力発電施設は設置しない計画と致しました。 現地調査の結果、準備書 P.699 に示すとおり、対象事業実施区域内には自然林は含まれておりません。また、現在も利用されているような薪炭林（樹高が低く樹木の生育密度も疎らである広葉樹林）は対象事業実施区域内では確認されておりません。クマタカに係る生息環境への影響としては、動物の項目において、改変による生息環境の減少・喪失、騒音による生息環境の悪化、騒音による餌資源の逃避・減少を、生態系の項目において、行動圏及び営巣環境、採餌環境、餌資源量について、それぞれ影響予測を実施しております。その結果、いずれも影響は小さいものと予測されたことから、生息環境への影響は小さいものと考えております。また、風力発電施設設置後の状況については、環境監視として、風力発電施設設置後の生息状況の確認調査等も実施する計画としております。その調査結果や専門家等の意見も踏まえつつ、必要に応じて、関係機関との協議を踏まえた上でご指摘いただいた人工林の管理による餌場の創出等も含め、追加的な環境保全措置を適切に講じてまいりたいと考えております。
22	建設予定地には、クマタカ等の猛禽類が餌場とする自然林や薪炭林（低く疎らな広葉樹林）があるが、建設により猛禽類が利用できる林地が減少する。また、隣接する既設の大川原ウインドファームでは、クマタカ 2 対の生息地放棄が認められたことから、上勝・神山ウインドファームでも同様の懸念がある。生息地放棄の対策として、クマタカ生息地（餌場）の面積減少の代償措置（ミチゲーション）として、近くの山（林地）にクマタカ等の猛禽類が生息可能な餌場を育成し、クマタカを誘導する方法がある。全国各地で猛禽類の餌場の確保を目的とした森林施業^{3,4,5,6}が実施されており、人工林の列状間伐、小面積皆伐等の方法が知られている。これらの森林施業は、人工林が多いこの地域の生物多様性を保全し、環境保全のみならず、林業を中心とする地域産業の育成や地域振興にも貢献することが期待される。ゾーニングに基づく森林施業（クマタカ施業）の実施を、今後の対策として加えるべきである。 3 関東森林管理局,平成 14 年 3 月,クマタカ生息地における森林施業の指針調査報告書 4 黒崎浩之他,平成 23 年度,クマタカが棲む森林での施業の実践例～生物多様性の保全に向けて～,林野庁十勝西部森林管理署東大雪支署 5 中嶋稔他,国土交通省東北地方整備局,猛禽類の餌場環境の改善のため実施した列状間伐について 6 椿昇一郎,2008,林野庁課題研修 No.6 猛禽類の生息地における人工林の施業について。	
23	風力発電構造物を設置するために、生態系の頂点にある鳥類などへ影響がどうしてもでてしまうので、それらの生息地を確保するための代償措置として、広葉樹林を拡大するような森林整備や、長期的な林相転換による猛禽類保護の方法を検討することができないか。 （同意見 他 2 件）	
24	準備書に記載されているクマタカの環境保全措置については、影響を軽減する事に加えて、クマタカが営巣し世代を再生産できるような森林や餌場を確保するという代償措置を講じた方がより影響を軽減できると思われるが、検討できないか。 （同趣旨意見 他 2 件）	

25	風力発電施設による環境影響は、建設後の継続的調査があつてはじめて、評価できる。今回の観察調査は時期や頻度等において不十分な点もあったが、建設期間中以降も、適切な内容で定期的な調査を継続するべきである。	準備書 P.878 に記載したとおり、環境監視として、工事期間中及び稼働後において希少猛禽類（クマタカ等）の生息状況の確認を実施する予定としております。さらに、事後調査（バードストライクの有無）の実施も予定しております。
26	地域には、準備書の調査結果に示されているように、クマタカが生息する自然豊かな地域である。クマタカが生息できる自然をできるだけ多く残すために、工事と風力発電事業の影響を最小化するような方法を検討することができないか。 (同趣旨意見 他 2 件)	環境保全措置として、改変面積の最小化や植生の早期回復、工事中の濁水対策等を適切に講じる計画としており、事業実施による影響が極力低減されるような方法を採用してまいります。
27	猛禽類の渡りのコースについて、第 8.1.3-8(1)及び(2)等は位置図を掲載していないので判断できない。既設の風車によって鳥がコースを変化させたために、結果として、準備書の調査によって観測されたコースに移動したのではないだろうか。佐那河内村内に生息していたクマタカが、佐那河内村に建設された風力発電によって生息場を失い、居なくなつたと聞いた。この例のように既設の風力発電事業により生息場を狭められた生物が、本計画事業によって、複合的に影響を受けることについては、言及されていない。既設の事業に加えて、同じ稜線を連続的に開発する影響は大きいと考えられるため、自然保護措置には最善を尽くして欲しい。	環境庁告示第八十七号（平成九年十二月十二日）に基づき重要種保護の観点から、縦覧に供した準備書中では秘匿しております。猛禽類の渡り個体等のコースの変化については、設置後の確認調査を実施し、渡り鳥の飛翔経路に係る状況も把握に努めたいと考えております。また、クマタカ等の希少猛禽類についても、設置後の生息状況の確認調査を実施致します。ご意見いただいたとおり、環境保全措置については事業実施による影響を最小化するため、適切に措置を講じていきたいと考えております。
28	事業計画地周辺に重要な鳥類が現地調査で確認されている。ミゾゴイ、ジュウイチ、ヨタカ、ヤマシギ、ミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、クマタカ、ヤマセミ、オオアカゲラ、ハヤブサ、ヤイロチョウ、サンショウクイ、コシアカツバメ、ムシクイ属の一種、キバシリ、トラツグミ、ルリビタキ、サメビタキ、カヤクグリ、マヒワ、アオジ、クロジの 25 種である。これらの鳥類は豊かな自然によって生息が維持されている。これらが生息できる自然を多く残すために、工事と風力発電事業の影響を最小化するような方法を検討することができないか。 (同趣旨意見 他 1 件)	環境保全措置として、改変面積の最小化や植生の早期回復、工事中の濁水対策等を適切に講じる計画としており、事業実施による影響が極力低減されるような方法を採用してまいります。
29	ニホンコテングコウモリ、ヤマコウモリの可能性のあるコウモリ目の一種が確認されている。これらのコウモリが風力発電開発により減少しないように、生息できる環境を確保して頂きたい。	ニホンコテングコウモリ及びヤマコウモリの可能性のあるコウモリ目の一種について、主にねぐらや繁殖環境となる可能性のある樹林地（ケヤキ群落、コナラ群落、イヌシデ・アカシデ群落、スギ・ヒノキ植林）の改変面積の最小化等の保全措置を講じることで、極力影響を低減できるよう留意してまいります。
30	希少性のある動物についての影響予測では、例えばヤマコウモリについては、生息環境の植物群落の種類の改変面積率で「影響が少ない」と結論している。ハビタットの重要な条件である「樹洞の存在」等、生息環境の質や群落に含まれる大径木の存在などが検討できてない。群落面積だけでなく、生息環境の質や組合せについても着目して希少な生物が生息しているハビタットの条件を保護して欲しい。 (同趣旨意見 他 1 件)	コウモリ類のハビタットとして重要である樹洞等については、それらを含む可能性がある環境として樹林地における改変面積の割合を定量的に算出した上で、影響予測を実施しております。また、ご指摘いただいたように、例えば、サンショウウオ類のように溪流と樹林の組み合わせのハビタットが重要であると考えられる種については、生息環境の組み合わせについても着目し可能な限り評価書において記載致します。

31	地域には、準備書の調査結果に示されているように、マツグミ、ヒナワチガイソウ、ミスミソウ、タマカラマツ、ミヤコアオイ、ナンカイアオイ、カンアオイの一種、ヤマシャクヤク、ボタン属の一種、チャボツメレンゲ、ヤシャビシヤク、ヤブサンザシ、キジムシロ、ミヤマカタバミ、コフウロ、フキヤミツバ、ヒカゲツツジ、フジツツジ、イワザクラ、オオキヌタソウ、ツクバキンモンソウ、オミナエシ、カタクリ、ユキモチソウ、エビネ、エビネ属の一種、キンラン、クマガイソウ、ツチアケビなどが生育する自然豊かな地域である。これらの植物が生育できる自然をできるだけ多く残すために、工事と風力発電事業の影響を最小化するような方法を検討することができないか。 (同趣旨意見 他 1 件)	環境保全措置として、改変面積の最小化や植生の早期回復、工事中の濁水対策等を適切に講じる計画としており、事業実施による影響が極力低減されるような方法を採用してまいります。
32	希少性のあるカタクリが改変区内で 5 地点 563 株が見つかっている。調査区外を含めると 17 地点 3,058 株以上が確認されているが、改変区の割合は、地点の 29%および株数の 18%であり、改変区の割合が高い。当地では個体数が多いような表現であるが、全国的に希少である。また安易な移植措置は危険であり、日当たりのよい落葉樹林などの環境条件が維持され、移植した植物が長期的に減少せずに、生育適地の環境が維持される事が必要である。移植後のモニタリングと順応的な管理が不十分な例が多いので、対策を検討できないか。	事業計画の詳細検討に当たっては、重要な植物の位置等を勘案した上で、改変面積を最小化させる等の保全措置を講じ、可能な限り重要な植物への影響を回避又は極力低減する観点から検討いたしました。また、事業計画上やむを得ず改変により消失する可能性がある重要な植物については、ご指摘にありますとおり、移植場所や方法等の検討が不十分のまま移植を行うことは活着しないリスクを増大させる要因であると認識しております。そのため、現地の状況や有識者からの助言を踏まえ移植計画を作成し、また、移植後も活着状況等についてモニタリングを実施し、必要に応じて適切な管理を行うことで、個体群の維持に努めたいと考えております。
33	クマガイソウ、ミヤコアオイ、ナンカイアオイ、カンアオイ属の一種、エビネ属の一種、カタクリ、ヤマシャクヤクなどは、希少性のみならず、鑑賞対象として観光資源としての価値も高い。そうした観点からも個体数や群落数が減少するのは好ましくない。また移植を考える場合でも、環境が種に適していることが大切であり群落タイプを揃えただけでは不十分と考える。場合によっては受光体制を維持するために草刈り管理などが必要となるなど、長期的に安定した環境となることに留意して実施して欲しい。 (同趣旨意見 他 1 件)	
34	環境保全措置（動物）第 8.2-2 表(7)および(8)、環境保全措置（植物）第 8.2-2 表(9)および(10)については、動物において代償措置が検討されていない。また、植物については代償措置が検討されているが移植先の環境について長期的に生育環境が維持されるように留意して頂きたい。 (同趣旨意見 他 1 件)	

2 その他環境

No.	意見の概要	事業者の見解
35	大型車両で搬出入すると理解すれば、道路開設時は安全水準が強いものではなく、補強、改良工事が必要である。周囲に与える調査等の検討をもう少しできないか。	山の中の林道等については、元々大量の車両が通行することを想定して作られていないようなところもありますので、必要な対策を施していきます。具体的な対策については、道路管理者とも協議を進めております。

36	地球環境が大きく変化している近日、台風等で最大風速が 80m/s とか 70m/s を超える風速は、今後多発されると予測される。70m/s が最大耐久数値ですか。	風力発電設備に対する安全性照査には、50 年に一度発生する暴風等も考慮されて設計しているため、台風に対して十分な強度を確保した工作物となっております。 また、電気事業法の下「工事計画届」として経済産業省から安全性について審査を受け、構造計算等についても専門家の確認を受けた後に建設を行います。
37	工事に関しての基準とか予測の数字は詳しくする程の説明はありますが、実際に風車が稼働されてからの予測の数字が分からない。	施設（風力発電所）の稼働時としては、騒音の予測結果を準備書の 350～357 ページに記載しております。予測地点（①大久保地区、②元山地区、③大北地区、④梅木地区、⑤鶯地区、⑥槻地地区）において、現況値・寄与値とも平均的な条件では、風力発電機の稼働に伴い 0～1 デシベル増加、現況が静かで寄与が最大となる条件では、風力発電機の稼働に伴い 0～3 デシベル増加すると予測しております。 また、低周波音の予測結果を準備書の 375～376 ページに記載しております。予測地点（①大久保地区、②元山地区、③大北地区、④梅木地区、⑤鶯地区、⑥槻地地区）において、風力発電機の稼働に伴い 2～13 デシベル増加しますが、将来の G 特性音圧レベルの予測結果は、いずれの地点も ISO-7196 に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である 100 デシベルを大きく下回ります。
38	野間のスーパー林道に行くまでの軟弱な土質は問題ないのか。風車の影響で深層崩壊が起きない事を強く望む。	山の中の林道等については、元々大量の車両が通行することを想定して作られていないようなところもありますので、必要な対策を施していきます。具体的な対策については、道路管理者とも協議を進めてまいります。 また、深層崩壊は土と岩盤の層の境界部分が滑ることによって生じるものとなります。風車設置により深層崩壊とならないよう、ボーリング調査において十分調査し、設計・設置位置の検討に反映させていきます。
39	公害はすべて体に感じないものが蓄積され何年後かに発病し、原因は曖昧とされる。体に感知されなければ安全と想定する根拠は。	風力発電は稼働により有害物質を排出することはないため、「公害」とは騒音・低周波音を指されているものと想定しておりますが、環境省による日本全国の風力発電所を対象にした調査結果によれば、ほとんどの苦情は風車と民家との距離が 800m 未満のところとなっております。 今回の計画において、最寄民家との距離は、（対象事業実施区域から）約 1.5km 近く確保されております。個人差や、周辺環境によって、感じ方は異なるので、一概に言えるものではありませんが、当社の経験上、それだけの離隔が確保されているところで、問題が発生することは想定しにくいと考えておりますが、そういったお話があった場合には、責任を持って対応していきたいと考えております。

40	再生可能エネルギーは地域固有の資源である。風力発電等の再生可能エネルギー利用の事業化において、地元自治体や地域住民等が積極的に参画することが不可欠である。したがって、風力発電事業の利益の一部を地元自治体に還元し、再生可能エネルギー利用の理解や環境保全の活動に地域と共に取り組むことを、環境保全対策として記載すべきである。例えば、北海道グリーンファンドは事業で得られた売電益の一定比率を地元自治体（石狩市）に還元している。上勝・神山ウインドファームにおいても、地元自治体はこの種の資金を元に No.41 で提案した森林施業を含めた環境保全の事業を実施できる。また、この事業により育成された多様な樹種による森林は、豊かな環境と生産物を地域にもたらすことが期待される。	現時点で具体的な内容は決まっておりませんが、会社として積極的に地域貢献策を検討する方針をとっており、地元自治体と協議させて頂く予定にしております。事業者としてできる範囲とはなりますが、お役にたてることがあればぜひ取り組みたいと考えております。
41	前述（No.40）のとおり、再生可能エネルギーは地域固有の資源であり、その利用は地域と共に行うべきである。すなわち、地元自治体、地域の団体等が本事業に一定の出資を行い、事業に参画すべきである。地域を熟知している地元自治体、地域の団体等が参画することにより、事業による環境影響を最小限に留めるよう配慮し、理想的な風力発電事業を行うことができると確信している。	

日刊新聞紙における公告

徳島新聞 (平成 27 年 7 月 10 日 朝刊 14 面)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)上勝・神山風力発電事業環境影響評価準備書」を作成し、左記により縦覧に供しますので、ご覧頂きますようお願いいたします。

一、事業者の名称 株式会社エーラスエナジーホールディングス
代表者の氏名 代表取締役 稲角秀幸
事務所の所在地 東京都港区虎ノ門四丁目二番一三号
ヒューリック神谷町ビル七階

二、対象事業の名称 (仮称)上勝・神山風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力 最大三万九千キロワット
風力発電機の基数 最大十七基

三、対象事業実施区域 徳島県勝浦郡上勝町、名西郡神山町、
徳島県勝浦郡上勝町、名西郡神山町、
徳島県勝浦郡上勝町、名西郡神山町、
徳島県勝浦郡上勝町、名西郡神山町、

四、関係地域の範囲 上勝町役場、上勝町支所、神山町役場、広野支所、
上勝町役場、上勝町支所、神山町役場、広野支所、
上勝町役場、上勝町支所、神山町役場、広野支所、

五、縦覧の場所・時間 上勝町役場、上勝町支所、神山町役場、広野支所、
上勝町役場、上勝町支所、神山町役場、広野支所、
上勝町役場、上勝町支所、神山町役場、広野支所、

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の
見地からの意見をお持ちの方は書面に住所・氏名・意見(意見
の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます
意見書箱にご投函くださるか、平成二十七年八月二十四日(月)まで
に左記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間
上勝町コミュニティセンター 平成二十七年七月二十五日(土)
十九時から二十一時
佐那河内村農業振興センター 平成二十七年八月一日(土)
十二時から十五時
神山町農村環境改善センター 平成二十七年八月一日(土)
十九時半から二十一時半

八、問い合わせ先 株式会社エーラスエナジーホールディングス
〒一〇五-〇〇〇一 東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号ヒューリック神谷町ビル七階
電話 〇三(五)四〇四・五三三七 (担当)野口 穂田

電子縦覧は次のウェブページにて実施します。
<http://eeh-development.com/kankatsu-kamiyama/>
期間 平成二十七年七月十日(金)から
平成二十七年八月十日(金)まで

上勝町 広報紙による「お知らせ」

(7月1日発行 「広報かみかつ 7月号」)

「(仮称)上勝・神山風力発電事業 環境影響評価準備書」 縦覧および説明会の開催について

株式会社ユーラスエナジーホールディングスが計画している(仮称)上勝・神山風力発電事業について、環境影響評価の結果を記載した「環境影響評価準備書」を縦覧します。

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備えつけの書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入の上、意見受付終了日までに意見書箱にご投函頂くか、下記の問い合わせ先へご郵送ください。

- **縦覧期間** 7月10日(金)から8月10日(月)まで
(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで。ただし、公民館は不定休。)
- **意見受付終了日** 8月24日(月)
- **縦覧場所** 上勝町役場、上勝町支所(その他、神山町役場・佐那河内村役場等でも実施)
電子縦覧は次のウェブページにて実施します。
<http://eeh-development.com/kamikatsu-kamiyama/>
また、環境影響評価準備書についての説明会を以下の通り実施します。
 - ・第1回 7月25日(土) 19:00~21:00 於) 上勝町コミュニティセンター
 - ・第2回 8月1日(土) 13:00~15:00 於) 佐那河内農業振興センター
 - ・第3回 8月1日(土) 19:30~21:30 於) 神山町農村環境改善センター
- **問い合わせ** ㈲ユーラスエナジーホールディングス(野口、桶田) ☎03-5404-5337
〒105-0001東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル7階

薬草・晩茶・雑穀等の 人材育成講座を開催します

上勝町には薬草・晩茶・雑穀等の多様な植物系資源があります。本講座では、これらを対象とした人材育成講座を徳島大学と連携して開催します。

【主催】かみかつ植物系リソース研究会、【共催】徳島大学薬学部、徳島大学上勝学舎

◆講座の構成(四回開催)

- 第1回(七月) ミラノ万博にみる上勝の植物系リソース価値
- 第2回(九月) 生態系サービスと上勝晩茶の薬学的特性
- 第3回(十月) ブランド構築と上勝町植物系リソースの活用展開
- 第4回(一月) 上勝町地域リソースとしての雑穀

◆第一回講座

七月十三日にミラノ万博で発表される上勝町の薬草、晩茶等の地域リソースについて学びます。

・日程

七月二十日(月)
十八時から二十時三十分

・会場

福原ふれあいセンター

・内容

ミラノ万博にみる上勝町の植物系リソース価値

・講師

笠原二郎(徳島大学薬学部・准教授)

・コーディネータ

坂本真理子(環境とまちづくり、グラフィック 玉有朋子(envision 主宰))

・参加費

無料

・申し込み

必要

◆かみかつ植物系リソース研究会が設立されました。

徳島大学薬学部等と連携して生態系サービス、持続発展教育、国際的視点等から、薬草・晩茶・いもどり・雑穀・森林活用など新たな観点から地場産業の創出をめざします。

◆お問い合わせ・お申込み

月ヶ谷温泉(担当 美馬)
☎〇八八五―四六―〇二〇三

神山市 広報紙による「お知らせ」

(7月15日発行 「広報かみやま 7月号」)



◆**町長との車座座談会**を実施する団体などを募集します。

神山市では、「町長との車座座談会」を実施する団体などを募集しています。

◆**車座座談会とは**

集落や各種団体などで、おおむね10人以上の人が集まり、希望する場所に町長や担当課長、担当職員が直接出向いていき、直接対話し、その声を行政に反映していくこととするものです。

◆**テーマについては**

座談会を希望する団体に決めていただきます。

◆**申込みについては**

座談会を希望する団体は、「町長との車座座談会」申込書に、希望する日時、場所、テーマなどを記入して、役場総務課まで提出してください。

総務課

TEL 676-1111
IP 2001

役場からの
お知らせ



おゆちゃん

申込書は、役場総務課、広野支所、各公民館にあります。

〔仮称〕上勝・神山風力発電事業 環境影響評価準備書 縦覧および説明会の開催について

株式会社ユーラスエナジーホールディングスが計画している（仮称）上勝・神山風力発電事業について、環境影響評価の結果を記載した「環境影響評価準備書」を縦覧します。

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備えつけの書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入の上、意見受付終了日までに意見書箱にご投函頂くか、下記の問い合わせ先へご郵送ください。

●**縦覧期間**

7月10日（金）から8月10日（月）まで（土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで。ただし、公民館は不定休。）

●**意見受付終了日**…8月24日（月）

●**縦覧場所**…神山町役場、広野支所、上分公民館、下分公民館、鬼籠野公民館、阿川公民館（その他、上勝町役場・佐那河内村役場等でも実施）

電子縦覧は次のウェブページにて実施します。

<http://eeh-development.com/kankatsu-kanyana/>

また、環境影響評価準備書につ

いての説明会を以下の通り実施します。

・第1回

7月25日（土）19:00～21:00

於 上勝町コミュニティセンター

・第2回

8月1日（日）13:00～15:00

於 佐那河内農業振興センター

・第3回

8月1日（日）19:30～21:00

於 神山町農村環境改善センター

●**問い合わせ**

（株）ユーラスエナジーホールディングス（野口、桶田）

TEL 03-5540-4153

FAX 105-10001

東京都港区虎ノ門4-13-13

ヒューリック神谷町ビル7階

住民課

TEL 676-1113
IP 2003

●**くらしのサポーター募集中!!**

行政から発信される消費者情報を周りの消費者（家族、友人、近所や職場など）に広めたり、地域の情報やニーズを行政に取り次ぐといったボランティア活動をする消費者ネットワークの担い手（愛称…阿波の助っ人）を募集しています。

「伝える」「学ぶ」「活動する」「教える」の4つの活動の中から、ご本人の希望に沿った活動をお願いしています。この活動にご賛同い

ただける18歳以上の県民の方と県内の団体の申請をお待ちしております。

問合せ先

徳島県消費者情報センター

TEL 623-10612（都築、林）

ホームページ <http://www.prefokushima.jp/shohi>

（休所日／水曜日・祝日・年末年始）

健康福祉課

TEL 676-1114
IP 2004

●**平成27年度子育て世帯臨時特例給付金について**

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

●**支給対象者**

平成27年6月分の児童手当を受給される方。

●**対象児童**

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

●**支給額**

対象児童1人につき

3,000円

●**申請期間**

平成27年6月8日（月）から平成27年9月8日（火）まで

●**申請先**

神山町役場 健康福祉課・広野支所

佐那河内村 広報紙による「お知らせ」

(7月15日発行 「広報さなごうち 7月号」)

大川原高原星空観測会

大川原高原のおおきな天体望遠鏡で星を観よう!!

【日時】① 平成27年7月25日(土) 定員各15人

第1部 午後7時から午後7時45分まで(受付午後6時半～)

第2部 午後8時から午後8時45分まで(受付午後7時半～)

② 平成27年8月29日(土) 定員各15人

第1部 午後7時から午後7時45分まで(受付午後6時半～)

第2部 午後8時から午後8時45分まで(受付午後7時半～)

【場所】佐那河内村大川原高原ヒルトップハウス

住所: 佐那河内村上宇大川原5-7 電話: 679-3257

【観測内容】

土星、月、そして夏の星座をいろいろのベガ(織女星)やアルタイル(牽牛星)などの星々を大川原高原の大型天体望遠鏡を使って観測します。

【準備物】上着(高原の夜は寒いです)

【参加費】大人520円 子ども(小・中・高)310円

【申込・お問い合わせ】

佐那河内村役場産業環境課

※上記連絡先にお電話もしくはヒルトップハウス窓口にてお申し込みください。

◎天体観測は天候により中止になる場合があります。中止の場合は、当日正午までに村HPにてお知らせいたします。



「(仮称)上勝・神山風力発電事業 環境影響評価準備書」 縦覧および説明会の開催について

株式会社ユーラスエナジーホールディングスが計画している(仮称)上勝・神山風力発電事業について、環境影響評価の結果を記載した「環境影響評価準備書」を縦覧します。

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの人は、縦覧場所に備えつけの書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入の上、意見受付終了日までに意見書箱にご投函頂くか、下記の問い合わせ先へご郵送ください。

●縦覧期間: 7月10日(金)から8月10日(月)まで

●意見受付終了日: 8月24日(月)

●縦覧場所: 佐那河内村役場(その他、上勝町役場・神山町役場などでも実施)

※佐那河内村役場での縦覧は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

電子縦覧は次のウェブページにて実施します。<http://eeh-development.com/kamikatsu-kamiyama/>
また、環境影響評価準備書についての説明会を以下のとおり実施します。

- ・第1回 7月25日(土) 19:00~21:00 於) 上勝町コミュニティセンター
- ・第2回 8月1日(土) 13:00~15:00 於) 佐那河内農業振興センター
- ・第3回 8月1日(土) 19:30~21:30 於) 神山町農村環境改善センター

【お問い合わせ】(株)ユーラスエナジーホールディングス(野口、桶田) 電話03-5404-5337
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷ビル7階

インターネットによる「お知らせ」
(徳島県 ウェブサイト)

[ご利用案内](#)
[背景色](#)
[白](#)
[青](#)
[黒](#)
[ふりがなをつける](#)
[お名前をいれる](#)
[文字サイズ](#)
[小さく](#)
[標準](#)
[大きく](#)



徳島県

Tokushima Prefectural Government

[English](#)
[中文](#)
[Deutsch](#)
[한국어](#)
[ニュースページ](#)
[スマートフォンサイト](#)
[携帯サイト](#)

[目的から探す](#)
[地域から探す](#)
[組織から探す](#)
[サイトマップ](#)

トップページ	くらし	教育・文化	観光・物産	産業・労働	県土づくり	行政・地域	防災
トップページ > 組織 > 県民環境部 > 環境管理課 くらし > 環境 くらし > 自然 > その他お知らせ							

[いいね！](#)
0

[Share](#)
0

[共有](#)

(仮称)上勝・神山風力発電事業 環境影響評価準備書の公表及び縦覧場所について

2015年7月10日



環境影響評価法に基づく準備書の公表について

株式会社ユーラスエネルギーホールディングスは、「(仮称)上勝・神山風力発電事業」の環境影響評価準備書の公表を行っています。

URL: <http://eeh-development.com/kamikatsu-kamiyama/>

また、次の県等の機関において当環境影響評価準備書及び概要書の縦覧を行っています

機関	住所
1 県庁県民センター	徳島市万代町1丁目1番地
2 環境管理課	徳島市万代町1丁目1番地
3 南部総合市民局経営企画部(阿南庁舎)	阿南市富岡町安王谷46
4 南部総合市民局経営企画部(美波庁舎)	海部郡美波町奥町内字才天17番1
5 西部総合市民局企画振興部(美馬庁舎)	美馬市御町大字御尻字建神社下南73
6 西部総合市民局企画振興部(三好庁舎)	三好市池田町マサ2415番地
7 東部県民局徳島庁舎	徳島市新築町1丁目67
8 東部県民局吉野川庁舎	吉野川市川島町宮高386-1
9 鳴門県民サービスセンター(鳴門合同庁舎)	鳴門市鳴門町笠平7-4番地128
10 小松島県民サービスセンター	小松島市堀川1-127
11 東部保健福祉局徳島保健所	徳島市新築町1丁目80
12 東部保健福祉局吉野川保健所	吉野川市鶴島町鶴島106-2
13 南部総合市民局阿南保健所	阿南市緒家町野神319
14 西部総合市民局美馬保健所	美馬市六次町六次字明達23
15 西部総合市民局三好保健所	三好市池田町マサ2642-4
16 とくしま県民活動プラザ	徳島市東沖佐川4
17 とくまプラザ(徳島県立男女共同参画 交流センタープラザとしま)	徳島県徳山市山崎町東浜橋1示1
18 パスポートセンター	徳島市寺島寺島下1丁目61
19 徳島県立二十一世紀館	徳島市八万町向山寺
20 徳島県立図書館	徳島市八万町向山寺
21 徳島県立総合大学校本部事務局	徳島市南庄町5丁目77-1
22 徳島県立総合教育センター	徳島県徳野郡野村町大伏東谷1-7
23 徳島大学 学部部 学生生活支援課	徳島市南第三町1-1
24 徳島文理大学 総合学芸学部	徳島市山城町西浜橋1示180
25 徳島市 市議会総務担当課	徳島市幸町2-6
26 鳴門市 市議会総務担当課	鳴門市羅森町南浜字東浜170
27 小松島市 市議会総務担当課	小松島市横濱町1-1
28 阿南市 市議会総務担当課	阿南市富岡町安王谷112-9
29 吉野川市 市議会総務担当課	吉野川市堀川町堀川15-1
30 阿波市 市議会総務担当課	阿波市市野町切崎町大字201-1
31 美馬市 市議会総務担当課	美馬市六次町六次字久古田5
32 三好市 市議会総務担当課	三好市池田町シメツ1500番地2
33 勝浦町 市議会総務担当課	勝浦郡勝浦町大字大田字久田31
34 上勝町 市議会総務担当課	勝浦郡上勝町大字福原字下橋草3-1
35 佐那河内村 市議会総務担当課	名東郡佐那河内町下大字中辺71-1
36 石井町 市議会総務担当課	名西郡石井町山原原字川原121-1
37 神山町 市議会総務担当課	名西郡神山町神神字本野町100
38 那賀町 市議会総務担当課	那賀郡那賀町和良郷字南川104-1
39 美波町 市議会総務担当課	海部郡美波町奥町内字本村18-1
40 年波町 市議会総務担当課	海部郡年波町大字中村字本村17-4
41 海陽町 市議会総務担当課	海部郡海陽町大里字上中128
42 松茂町 市議会総務担当課	板野郡松茂町大里字東裏30
43 北島町 市議会総務担当課	板野郡北島町中村字上地23-1
44 龍住町 市議会総務担当課	板野郡龍住町與野字上野前52-1
45 板野町 市議会総務担当課	板野郡板野町吹田町大字南22-2
46 上板町 市議会総務担当課	板野郡上板町七條字経塚42
47 つるぎ町 市議会総務担当課	美馬郡つるぎ町光茂東溝1-3
48 東みよし町 市議会総務担当課	三好郡東みよし町加茂3860



当事業に係る環境影響評価の実施状況については以下のURLで確認できます。

【タイトル: (仮称)上勝・神山風力発電事業の環境影響評価実施状況】

<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2015070600270>

関連記事

環境影響評価の概要
徳島県の環境影響評価制度

関連ワード

環境影響評価準備書 環境アセスメント 環境影響評価の経緯

お問い合わせ

環境管理課
土砂担当
電話:088-621-2276
ファクシミリ:088-621-2847
E-Mail:kankyokanrika@pref.tokushima.lg.jp

[戻る](#)

インターネットによる「お知らせ」
(上勝町 ウェブサイト)

| 文字サイズ |
小
中
大
| 背景色 |

黒

青

白

|
[ふりがなをつける](#)
|
[ゆみあげる](#)
|
[ご利用案内](#)


Welcome to KAMIKATSU

[検索](#)
[組織から探す](#)
[お問い合わせ](#)
[ガイドマップ](#)

[トップ](#)
[くらし・教育](#)
[観光・文化](#)
[産業・労働](#)
[行政・まちづくり](#)
[安心・安全](#)

[TOP > 組織 > 企画環境課](#)
[TOP > 分野 > 環境](#)

(仮称)上勝・神山風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧及び説明会について
2015年7月10日


[縦覧及び説明会の開催について.pdf\(67KB\)](#)

風力発電事業に関する「環境影響評価準備書」の縦覧及び説明会の案内について、日程、場所等詳細は添付のpdfをご覧ください。

お問い合わせ
企画環境課
電話: 0885-46-0111 E-Mail: web-kikaku@kamikatsu.jp

[戻る](#)

| [個人情報の取扱い](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [免責事項](#) | [お問い合わせ](#) | [RSSについて](#) | Powered by Joruri


インターネットによる「お知らせ」 (神山町 ウェブサイト)

神山町
Kamiyama-cho

[行政情報](#) | [観光情報](#) | [神山タイムズ](#) | [English Pages](#) | [サイトマップ](#)

文字サイズ
大 小

検索

お気に入りに登録する

（仮称）上勝・神山風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧・説明会の開催

株式会社ユーラスエナジーホールディングスが計画している（仮称）上勝・神山風力発電事業について、環境影響評価の結果を記載した「環境影響評価準備書」を縦覧しております。ご関心のある方は、縦覧場所まで見に来ていただくか、インターネットをご覧ください。

●縦覧期間：7月10日（金）から8月10日（月）まで

（土、日、祝日を除く開館・開庁時。ただし、公民館は不定休。）

●意見受付終了日：8月24日（月）

●縦覧場所：上勝町役場、上勝町支所、神山町役場、広野支所、上分公民館、下分公民館、鬼籠野公民館、阿川公民館、佐那河内村役場

※徳島県環境管理課、県民サービスセンター、県民センター等、県内全48箇所でも縦覧を実施します。詳細は下記のページをご覧ください。

縦覧場所一覧：<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2015070600188/>

電子縦覧は次のウェブページにて実施します。

<http://eeh-development.com/kamikatsu-kamiyama/>

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備えつけの書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入の上、意見受付終了日までに意見書箱にご投函頂くか、下記の問い合わせ先へご郵送ください。

また、環境影響評価準備書についての説明会を以下の通り実施します。

- ・第1回：平成27年7月25日（土）19:00～21:00 上勝町コミュニティセンター
- ・第2回：平成27年8月1日（土）13:00～15:00 佐那河内村農業振興センター
- ・第3回：平成27年8月1日（土）19:30～21:30 神山町農村環境改善センター

【問い合わせ】（株）ユーラスエナジーホールディングス（野口、桶田）03-5404-5337

〒105-0001東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル7階

総務課

- ▶ 位置・地勢、歴史・沿革について
- ▶ 町長あいさつ
- ▶ 神山町の総合計画
- ▶ 広報かみやま
- ▶ 神山町史のご案内
- ▶ 財務状況
- ▶ 地域防災計画
- ▶ 災害への備え
- ▶ 防災マップ
- ▶ 避難所の一覧
- ▶ 神山町消防団について
- ▶ 自主防災組織
- ▶ 木造住宅耐震診断事業について
- ▶ 防災行政無線
- ▶ 競争入札参加資格審査申請手続（業者登録）
- ▶ 庁舎案内図
- ▶ 公共施設案内
- ▶ 入札の権式及び入札時の注意事項等について
- ▶ リンク集

← 前へ

次へ →

ツイッター [おすすめ](#) [シェア](#) 0


ケーブルテレビ徳島


有限会社 岡本石材


神山椎茸生産販売協同組合


コットンフィールド


観月茶屋


神山温泉

◎サイト規約 ◎プライバシーポリシー

〒771-3395

徳島県名西郡神山町神領字本野間100
TEL: 088-676-1111 FAX: 088-676-1100

Copyright (C) 2012-2013 Kamiyama-cho office All Rights Reserved.

インターネットによる「お知らせ」 (佐那河内村 ウェブサイト)

| 文字サイズ | 小 中 大 | 背景色 | 黒 青 白 | [ふりがなをつける](#) | [よみあげる](#) | [ご利用案内](#)


四季の自然。もうひとつのふるさと
佐那河内村

[スマートフォンサイト](#)
[携帯サイト](#)

[検索](#)
[組織から探す](#)
[お問い合わせ](#)
[サイトマップ](#)

[トップ](#)
[くらし](#)
[教育・文化](#)
[観光・産業・労働](#)
[行政・まちづくり](#)
[安心・安全](#)

[TOP > 組織 > 佐那河内村役場](#)
[TOP > 分野 > 計画・条例、広報広聴](#)
[TOP > 属性 > 行政情報](#)

「(仮称)上勝・神山風力発電事業 環境影響評価準備書」縦覧および説明会の開催について

2015年7月10日

株式会社ユーラスエナジーホールディングスが計画している、(仮称)上勝・神山風力発電事業について、環境影響評価の結果を記載した「環境影響評価準備書」を縦覧しています。

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備えつけの書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入の上、意見受付終了日までに意見書箱にご投函頂くか、下記の問い合わせ先へご郵送ください。

- 縦覧期間：7月10日（金）から8月10日（月）まで
（土、日、祝日を除く開館・開庁時。ただし、公民館は不定休。）
- 意見受付終了日：8月24日（月）
- 縦覧場所：佐那河内村役場、上勝町役場、上勝町支所、神山町役場、広野支所、上分公民館、下分公民館、鬼龍野公民館、阿川公民館
詳しくは、PDFのお知らせをご覧ください。


[環境影響評価準備書.pdf\(117KB\)](#)

関連ワード

[風力発電](#)
[環境影響評価](#)

お問い合わせ
佐那河内村役場
総務企画課
電話：088-679-2113 E-Mail：soumu@vill.sanagochi.lg.jp

[戻る](#)

| [個人情報の取り扱い](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [免責事項](#) | [お問い合わせ](#) | [RSSについて](#) | Powered by Jaruri

インターネットによる「お知らせ」
 ((株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)

環境影響評価図書ウェブサイト



お知らせ

平成27年7月10日（金） （仮称）上勝・神山風力発電事業 ホームページを開設致しました

平成27年7月10日（金） [（仮称）上勝・神山風力発電事業に係る環境影響評価準備書の電子縦覧について](#)

平成27年7月10日（金） [（仮称）上勝・神山風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について](#)

計画概要

対象事業の名称	（仮称）上勝・神山風力発電事業
対象事業の種類	風力発電所設置事業
対象事業の規模	発電所出力 最大39,100kW
対象事業実施区域	徳島県勝浦郡上勝町、名西郡神山町、名東郡佐那河内村

お問い合わせ

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

住 所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷ビル7階

担 当：野口、楠田

電話番号：03-5404-5337

ご意見記入用紙

「(仮称) 上勝・神山風力発電事業 環境影響評価準備書」

ご意見記入用紙

「(仮称)上勝・神山風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

※閲覧のみの場合でも、お名前・ご住所をご記入のうえ、意見書箱への投函をお願い致します。

○意見書の郵送先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 7 階
(株)ユーラスエナジーホールディングス 広報 IR・環境アセスメント部
野口・桶田 宛

○意見書の提出期限 平成27年8月24日(月)[当日消印有効]

意見書

平成 27 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔 法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名 〕	
ご 住 所 〔 法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地 〕	〒
準備書についての環境の保全の見地からのご意見 〔 日本語により意見の理由を含めて記載してください。 〕	

注： 1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。